

平成 25 年度野洲地区環境情報交換会意見控え

- ・日 時：平成 26 年 2 月 21 日（金）13:30～
- ・場 所：コミュニティーセンター三上
- ・参加者：参加者名簿の通り

1. 主催者湖南・甲賀環境協会 柏原副会長より挨拶



地区懇の主旨・環境管理の手引きのホームページの掲載紹介等
悩みや課題をはなせて問題解決の糸口になるので活用して欲しい。

2. 自己紹介（全員）



（松村所長）守山でも貴重な時間を持たせてもらった。みなさんの対応を聞かせてもらうのはとても重要だと考えている。忌憚の無い意見交換をお願いしたい。



（野玉課長）96の事業場と環境協定を進めている。今後も皆さんと協力しながら環境保全を進めたい。

3. 滋賀県から（草津・守山地区の内容を参照してください。）



①工場事業上の立入り調査結果概要 滋賀県南部環境事務所 池田主任技師

②情報提供 滋賀県南部環境事務所 大屋技師

・こなん水環境フォーラムの紹介（H25.3.1 於野洲図書館 湖南流域環境保全協議会、滋賀県共催）
オムロンさんの事業所のビオトープ等活動報告されるので、CSRの発信の参考にして欲しい。
絶滅危惧種の一文字たなごの繁殖の事例発表。3年前から15匹→200匹。二部は漁師料理を食べる会もあるので参加して欲しい。

・滋賀県発低炭素社会行きパンフレット

自社の製品を通じて貢献しているところのピックアップになっている。参考にして欲しい。

③土壌・地下水汚染対策の現行の法制度と実際の対策について 滋賀県南部環境事務所 大屋技師

4. 野洲市より（資料は事務局にあります。希望者は事務局までご連絡ください。）



①環境保全協定の締結について 野洲市環境政策課 駒本専門員

・環境保全協定の締結状況 96社

・締結後のアフターフォロー調査 55社

（現状把握シートによるヒアリングや環境対策の課題問題点を把握している。）

・地元住民との連携による環境保全活動と情報公開（環境の取り組みの発信）を奨めている。

②事業所における公害苦情の状況とその対応について 野洲市環境政策課 駒本専門員

5. 環境事故事例の紹介と自主管理について NPO びわ湖環境 佐野氏

6. 環境管理の手引きの使用方法について NPO びわ湖環境 佐野氏

7. 意見交換



Q1：有害物質を売る側の説明責任はあるか？実験レベルで少量の有害物質を購入する場合、購入した社員が有害物質であるとか、届出が必要とか知らないで困っている。

A1：物質により、消防法・薬事法・水濁法・廃棄物：排出者責任でWDS で説明責任はあるが法令によって扱いは異なるので、売る方の責務を求められない。
何を使用しているかの把握はMSDSを求める。社員教育により徹底するしか仕方がないのではないか？

Q2：アスベストの解体は発注者の義務に改正になったのか？

A2：現行は工事の元請けが届けを出していたが今後は発注者による届出となる。工事の14日前の届出して欲しい。

Q3：特定施設の構造等変更届で、原料の変更の場合も届けるとあるが、何を基準に届けるのか？

A3：特定施設の届出で、別紙3の使用の方法の中で、原材料等記入いただいている。それが変更になる場合は変更届が必要になる。

Q4：3000㎡を超える土地をさわる場合、場合どうしたらいいか？

A4：まず県に届出してください。県で調査が必要と判断した場合、調査命令をかける場合もある。県から調査命令かけられるまでに自主調査するという方法もある。

Q5：周辺地域からの悪臭（牛糞、鶏糞、酸臭）が工場内にはいり、食事の時には従業員から苦情があり困っている。市側への対応を依頼し都度実施いただいているが、恒久的対策がとられているのか分らず、再度悪臭発生がしている状況にある。（今後の対応は？）

A5：最近は無機農法として使用されている。畑の工作者にはすぐに鋤込むでもらうように頼んでいる。別件で、農業法人が木質チップを堆肥化して散布されて、悪臭が発生しており、こちらも早くすき混んで欲しいと依頼している。苦情が来ているが、規制値以内になっている。農村文化と都市文化が折り合いをつけていくべきと考えている。



Q6：野焼きの煙が入ってきて、火災探知機がなる場合がある。

A6：農業組合から何時するか連絡があり、区民の方への周知している。情報公開してもらっておりダメとはいえない。



Q7：有害物質使用特定施設において、使用薬品の変更届け出を提出した際、土対法第 3 条第 1 項のただし書の確認申請書についても届け出の指導があったが、施設の使用廃止ではないのになぜ届出が必要か？

A7：有害物質特定施設が廃止される時とは、

i：施設そのものを廃止するとき

ii：使用薬品が無くなる時と書かれている。変更の場合も今まで使用した薬品をやめることになる。

環境管理の手引き 土壌汚染対策法 P7 を参考にして欲しい。

Q7:弊社では、PCB含有機器を保管しています。(コンデンサ・安定器・ドラム缶など)処分については現在、順番待ちの状態でしょうか?いつ頃、処分日が決定するのでしょうか?

A7:早期登録が優先され、集めやすいところが優先である。現在は中小が優先となっている。予約されていたら連絡がくる。登録番号をいってJESCOに問い合わせすれば大体の予定を言ってくれる。

Q8: 各社の環境担当者の教育として外部の講習を受講させているか。受講させている場合はどのような講習に参加させているか。また、おすすめの講習等はあるか。

A8: 湖南・甲賀環境協会が研修会は充実しており参加してもらったらいと思う。

電気協会の案内も来るので利用されたらどうか？

某社と相互乗り入れて工場の見せ合いをするという方法もある。



Q9: 緊急対応について、どのようなリスクを想定し、どのような備品を準備されていますか？
備品リストや推奨品のようなものがあれば教えて頂きたい。また、緊急事態訓練について工夫されている事はありますか？

A9: 湖南・甲賀環境協会の緊急資材は協会の一覧表が参考になる。

BCP 対応はどれくらいの震度を想定されるかで変わってくると思う。

市のハザードマップを参考にするといい。

化学プラントの場合は配管ラックを重点的にしている。配管だけが上に乗っていたり、H 綱が腐食していたりするので流出対策を行なっている。

台風で特別警報が出るようになったので、夜に警報が出ても命を守る行動をしないとイケないので管理職はそのときは帰らず、判断して生産を止めるという判断も重要になる。大雪で雨が入ってきて、天井の断熱材に雨がしみこんで PC がダメになることもあった。

A9: 静岡県は東海地震を想定している。

三交代なので赤・黄・緑のカードを持たせた。自分の家の安全を確保してからすぐ出社するようなグループ分けをしていた。

Q10: ソーラー発電の設備が耐用年数を過ぎて廃却する場合、通常の産廃として特に問題は無いでしょうか？

A10: 対応年数は 20 年だが、購入したメーカーに尋ねたら、回収してくれるかも知れない。

電気協会が回収する動きもある。古い機種はハンダを使用しているが近年は銀が含まれ、回収してくれると思う。

Q11: 地震防災対策についてお聞きしたい。

A11: 安否確認システムを採用し、携帯に配信されるので安否を返事することになっている。

Q12：地域貢献活動として、どのような活動をしておられるのか。

A12：県下一斉清掃で六条川（蛍の育成）で掃除している。

小学生～大学生の体験学習も聞いている。要請があれば受け入れ体制があるところもある。工場はおもしろく夢があるので、小学生は目を輝かせて見学し、工場に関心を持ってもらえる。環境とは離れても情報公開として進めてもらえたらどうか。

Q13：従業員の環境意識向上のために、何か工夫されていることがあれば教えていただきたい。

A13：野洲駅前からの歩道の掃除など平日におこなっている。

Q13：地域貢献で行なった清掃活動で出た泥は、現在クリーンセンターに直接持って行っている。

県下一斉清掃の日（日曜日）と一緒に泥を搬入してもらえたら有り難い。

或は自社の車を用意して持ち込むのは大丈夫か？

A14：自治会と事前に相談してもらって、自治会がOKといってもらえれば処理は可能。

自治会の車のレンタル等は市から助成している。車にステッカーを貼ってもらっているので自治会と事前に相談して欲しい。

以上